

第 30 号

訴えの提起について

奨学金返還請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

平成 25 年 10 月 21 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

奨学金返還請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 金2,582,035円及び内金1,568,800円に対する平成25年8月15日から支払済みまで、年7.25%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。
	(1) 金251,992円及び内金162,000円に対する平成25年8月15日から支払済みまで、年7.25%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。